

介護保険料納付のお願い

65歳以上のみなさん、7月から平成28年度介護保険料普通徴収の納付が始まります。

保険料の納めかたは、年金から天引き(特別徴収)される場合と、納付書による納付(普通徴収)の2つに分かれます。

○特別徴収 = 年金から天引きされます。

【対象者】

・高齢・退職・障害・遺族年金が月額18万円以上の方

【納めかた】

偶数月に支払われる年金から、仮徴収(あらかじめ天引き)されます

○普通徴収 = 納付書で個別に納めます。

【対象者】

・年度の途中で65歳になった方
・年度の途中で他の市町村から転入した方
・年度の初め(4月1日)には年金を受給していなかった方
・年度の途中で所得の更正等があり、保険料額が変更となった方
・高齢福祉年金受給者

【納めかた】

納期ごとに、広域連合から送られてきた納付書をもって指定の金融機関などで納めていただくか、口座振替によって納めていただきます。納期は7月(第1期)～翌年3月(第9期)となります。

口座振替をご利用すると便利です！



※介護保険料を滞納すると(給付制限について)

介護保険料の納め忘れがあると、介護サービスを利用した際に、利用料を一旦全額支払わなければいけなくなったり、負担割合が三割になる場合がありますので、納め忘れのないよう、よろしくお願い致します。

介護保険料減免についてのお知らせ

沖縄県介護保険広域連合介護保険条例に基づき介護保険料の減免を行っています。

【対象者】

下記の事項①～⑤のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① 震災・風水害・火災等により、住宅・又は家財に著しい損害をうけたこと。
- ② 生計の主の収入が死亡、又は長期入院により、著しく減少したこと。
- ③ 生計の主の収入が事業の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、著しく減少したこと。
- ④ 生計の主の収入が天災による農作物の不作、不漁等により、著しく減少したこと。
- ⑤ その他、広域連合長が必要と認める者。(生活保護基準に該当する場合)

【介護保険料の減額免除割合】

※保険料の減額は承認された後、変更されます。

- ①に該当 前年の所得額と損害の程度により、全額から8分の1を減額。
- ②又は③に該当 前年の所得額と所得の減少割合により、2分の1から8分の1を減額。
- ④に該当 前年の所得額と農水産物の損失額(補償額は除く)により、10分の5から10分の9を減額。
- ⑤に該当する場合 保険料の半額。又は第1段階保険料との差額を減額。

【申請に必要なもの(持参していただくもの)】

- ①に該当 消防署・警察署・保険会社からの罹災証明書等・印鑑(認印可)
- ②に該当 医師の診断書・印鑑(認印可)
- ③に該当 休廃止していることを証明するにたりる書類、失業保険受給証明書・印鑑(認印可)
- ④に該当 印鑑(認印可)・年金支給通知書等(年金額が確認できるもの)
- ⑤に該当 被保険者の世帯全員の預金、貯金通帳・有価証券・身体障害者手帳
・加入している健康保険証・ご本人及び世帯に働いている方がいる場合は給与証明、また事業をしている場合は所得の収支が確認できるもの
・資産評価証明書(資産がない場合は無資産証明書。市町村役場にて発行しています。)

※提出された書類に不足、不備がある場合、又は、偽りの申請その他不正な行為があった場合には保険料の減免を受けることはできません。

【申請書類提出先】

・役場2階 保健福祉課

【お問い合わせ】沖縄県介護保険広域連合 ☎911-7503(会計課 賦課徴収担当)
〒904-0398 沖縄県中頭郡読谷村字比謝町55番地 比謝町複合施設2階
保健福祉課 高齢者福祉班 ☎889-4416

平成28年度 南風原町介護予防・日常生活支援総合事業 一般介護予防事業

「操体教室」参加者募集！！

いつまでも元気でいきいきと生活をするために、ご家庭でもできる「操体法」のご案内です。「操体(そうたい)法」は、気持ちの良い方向や動きやすい方向へ身体を動かしながら痛みや身体の歪みが解消されるという不思議なものです。ぜひ一度お試しください。

	場 所	時 間	定 員	利用料
1	津嘉山公民館	毎月 第2・4水曜日(講師派遣) 10:00～11:30 活動日:毎週水曜日	15人程度	無料
2	ちむぐくる館	毎月 第2・4水曜日(講師派遣) 14:00～15:30 活動日:毎週水曜日	15人程度	無料

【内容および方法】 操体指導員による講話、運動指導

【対 象 者】 町内在住の**65歳以上の方**で、会場まで来られる方

【申 込 方 法】 直接、津嘉山公民館、ちむぐくる館へお越し下さい。**体験参加もできます。**

【申 込 期 間】 随時

【持 参 する 物】 飲み物(水分補給用)、タオル

【お問い合わせ】 保健福祉課(役場2階) ☎889-4416 担当(前川・長嶺・仲嶺)



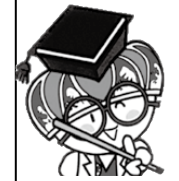
国民年金だより

平成28年7月より納付猶予制度対象が30歳未満から50歳未満へ拡大！

国民年金保険料免除申請・納付猶与制度 7月より受付開始！！

意外と知らない免除と未納、納付猶与の違い。受給資格と年金額などに違いがあります。

ねんきん
ウェブサイト



	定額保険料	1/4免除 (3/4納付)	半額免除 (半額納付)	3/4免除 (1/4納付)	全額免除 (納付なし)	納付猶与 (納付なし)
納める 保険料月額	16,260円	12,200円	8,130円	4,070円	0円	0円
	↓	↓	↓	↓	↓	↓
年金額	全額	7/8で計算	6/8で計算	5/8で計算	1/2で計算	反映されない

※一部免除の承認を受けた場合は一部納付額を納めないと未納扱いとなります。

	未 納	免 除	納付猶与
Q:年金を受けるための資格期間は？	資格期間に入らない。	資格期間に入る。	資格期間に入る。
Q:受け取る年金額には？	年金額に反映されない。	免除額に応じて反映される。	年金額に反映されない。
Q:保険料はいつまで納められるの？	納期限から2年を過ぎると納められない。	免除を受けた保険料は10年間は納められる。	猶与を受けた保険料は10年間は納められる。

※過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある方は、平成27年10月から平成30年9月までの間は那覇年金事務所へ申し込み、未納分を納めることができます。

【お問い合わせ】 国保年金課 ☎889-1798 または 那覇年金事務所 ☎855-1122

南風原町民・農家に朗報！
美玉完熟堆肥に助成金が出ます。



美玉リサイクルセンター

草刈り、樹木の伐採おまかせください！

☎889-7143 南風原町字神里409番地
★JAはえばる・はえばるエコセンターでも販売しています



国際標準規格ISO9001:2008認証取得 預かり金保証制度(国庫補助事業)加入会社

地域の不動産業で35年目

不動産管理・賃貸仲介・売買仲介・有効活用相談
不動産のことでしたら何なりとお申し付け下さい。

since1981



沖縄県知事免許(9)第0928号
あなたのホームプランナー

南新物産

南風原本店 〒901-1104 南風原町宮平641-7
TEL 098-889-4007 FAX 098-889-4033
http://www.nanchan.co.jp Email hae@nanchan.co.jp



テレビ・ラジオCMでお馴染みの 松樹 です♪

不動産を売りたい方、売ることをご検討中の方はお気軽にご相談下さい！

★ 仲 介・・・豊富な広告により早期に買手を探します。

★ 買い取り・・・お急ぎの方へは松樹が一括即金にて高額買い取り致します。

まずはお客様の不動産を査定させて頂き、その後
仲介又は買い取りのどちらかでご検討して頂きます。

無料査定

一括即金

秘密厳守



Forever Communication

株式会社 松樹

土・日・祝祭日も夜8時まで営業中
南風原支店 ☎(098) 888-3300

〒901-1104 沖縄県島尻郡南風原町字宮平140番地1
沖縄県知事(6)第2709号(公社)沖縄県宅地建物取引業協会々員(社)全国宅地建物取引業保証協会々員



査定は無料です！
お気軽にお電話下さい。
査定担当：江田

